

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）

1 改正の趣旨

- 「女性活躍加速のための重点方針 2017」（平成 29 年 6 月 6 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、マイナンバーカードや旅券に旧姓を併記することが可能となるよう必要な検討を行うこととされ、さらに「女性活躍加速のための重点方針 2020」（令和 2 年 7 月 1 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、各種国家資格等で更に旧姓使用がしやすくなるよう現状把握及び関係機関等への働き掛けを行うこととされたことを受け、ボイラー技士等の免許証等についても、旧姓を使用した氏名の併記等を可能とする等所要の改正を行うこととする。

2 改正の概要

（1）労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）に規定する資格に係る免許証及び技能講習等の修了証並びにその交付手続等に係る各種様式について、旧姓を使用した氏名及び通称（以下「旧姓等」という。）の併記の希望の有無及び併記する旧姓等の記入欄を設け、性別欄を削除する等の改正を行う。

（2）労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和 48 年労働省令第 3 号）

労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録事項に旧姓等を追加するとともに、登録証及びその交付手続等に係る各種様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記する旧姓等の記入欄を設ける等の改正を行う。

（3）作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号）

作業環境測定士の登録事項に旧姓等を追加するとともに、登録証及びその交付手続等に係る各種様式について、旧姓等の併記の希望の有無及び併記する旧姓等の記入欄を設ける等の改正を行う。

3 根拠法令

法第 74 条の 2、第 75 条第 5 項、第 76 条第 2 項及び第 3 項、第 84 条第 1 項、第 113 条並びに第 115 条の 2 並びに作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）第 7 条第 4 号、第 19 条、第 44 条第 6 項及び第 50 条

4 公布日等

公 布 日：令和 3 年 1 月上旬（予定）

施行期日：令和 3 年 4 月 1 日（予定）